

◇入学や転学の手続き

住居の転居や家庭での仕事等の関係で、本校から転出する場合や他校に転入する場合、区役所で住居変更すると同時に転出入の書類を提出することになります。そのとき学校の在籍に空白期間がないようにします。

《転入に必要な手続き》

- 転入するときは、転出した学校で作成された「在学証明書」「教科書給与証明書」と区役所等から発行された「入学通知書」を持参します。
- 転入を事前にお知らせいただきますと、受け入れ学級や担任が転入時に確定し、事務手続きも効率的に行うことができます。
- 本校への転入時には、「児童票やその他の書類」が一式入ったものをお渡し、説明をいたします。新しい学級や担任が紹介されます。

《転出に必要な手続き》

- 保護者から転出の申し出がありましたら「退学届・退学通知書」の記入をお願いします。その通知書をもとに転出書類を作成します。区役所の手続きの際は、学校の転出書類が必要になります。学校の手続きが終わってから区役所に行ってください。
- 学校では、「在学証明書」「教科書給与証明書」を作成し、学校納入金の決済や教材の整理をします。
- 学校で作成された書類をもって、区役所で転出の手続きをしてください。

《入学に必要な手続き》

- 区役所より、就学通知書及び就学時健康診断の案内が各家庭に送付されます。
- 就学時健康診断には就学通知書を持参してください。
- 就学時健康診断の際、必要に応じて就学相談を行います。
- 10月末までに就学通知書が送付されない場合は、至急区役所に連絡してください。また、就学時健康診断にこられない場合（私学等に入学する場合も）は学校に連絡をしてください。

お わ り に

副校長 吉田 和文

「小学校設置基準」（平成14年3月29日文部科学省令第14号）の（情報の積極的な提供）第3条 小学校は、当該小学校の教育活動その他学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

これをうけて、「横浜市学校情報公開指標」が出されました。学校は、平成16年度から「指標」に掲げられた学校情報を公開することになりました。

そこで、本校では、児童一人ひとりの健やかな成長を願って指導している現状をこのような冊子に学校の情報としてまとめました。学校教育目標や様々な行事及び各指導計画・予算執行計画等をわかりやすくまとめたつもりです。この冊子を通して、保護者の皆様や地域の方々に、本校の教育活動全体をより深く知っていただき、今まで同様、さらなるご指導とご支援をいただければ幸いです。